

各関係団体の長 様

山口県環境生活部長

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和 7 年環境省令第 4 号。以下「改正省令」という。）が令和 7 年 2 月 17 日に、また、排出ガス中の水銀測定法の一部を改正する件（環境省告示第 66 号。以下「改正告示」という。）が令和 7 年 9 月 11 日に公布され、いずれも 10 月 1 日から施行されることとなりました。

改正の概要等については下記のとおりですので、貴管下関係機関及び関係業者等に対する周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の概要

(1) 連続測定を導入及びその結果の記録と保存

規則第 16 条の 18 第 2 項の規定の適用を受ける非鉄金属製造施設及び一般廃棄物焼却施設において、定期測定及び再測定に代えて、水銀濃度を連続的に測定することが可能な方法（以下「連続測定」という。）により行うことができるとされた。

上記対象施設において連続測定を行った場合に、その測定結果（水銀濃度）を記録し、3 年間保存することが義務付けられた。

(2) 排出基準の見直し

規則別表第 3 の 3 の 5 の項に掲げる施設のうち銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年環境省令第 22 号）附則別表第 1 の 5 の項に掲げる施設のうち銅の二次精錬施設に係る排出基準が見直された。

(3) 水銀排出施設の追加

石炭ガス化複合発電施設（IGCC 施設）についての排出基準が新設された。

2 施行日

令和 7 年 10 月 1 日

(参考)

環境省 HP「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について

https://www.env.go.jp/press/press_04350.html

環境省 HP「排出ガス中の水銀測定法の一部改正について」

https://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html

環境政策課
大気・化学物質環境班
TEL 083-933-3034
FAX 083-933-3049